

平成 23 年度第 2 回 芦屋市障害福祉計画策定委員会 会議録

日 時	平成 23 年 10 月 13 日 (木) 13:30~15:30
場 所	北館 4 階 教育委員会室
出 席 者	委員長 中田 智恵海 副委員長 堺 執 委員 天津 一郎 委員 朝倉 己作 委員 木村 嘉孝 委員 島 サヨミ 委員 進藤 昌子 委員 加納 多恵子 委員 丸谷 美也子 委員 東根 史郎 委員 福田 晶子 委員 遠藤 哲也 委員 堀 友博 委員 磯森 健二 欠席委員 須山 徹 事務局 余吾 康幸 川原 智夏 西川 隆士 野田 周作
事務局	障害福祉課
会議の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開
傍聴者数	0 人

1 会議次第

(1) 議題

- ①第 3 期計画策定スケジュールについて
- ②計画策定のためのアンケート等調査結果の報告について
  - ・個人アンケート調査の結果報告
  - ・サービス提供事業所アンケート調査の結果報告
  - ・特別支援学校アンケート調査の結果報告
- ③その他

## 2 提出資料

### 策定委員会レジュメ

資料1 策定委員会委員名簿・策定委員会設置要綱・策定スケジュール

資料2 「芦屋市第3期障害福祉計画」策定のためのアンケート調査結果報告書（案）

資料3 芦屋市第3期障害福祉計画にかかる事業所等調査報告書（案）

資料4 相談支援事業所及び就業・生活支援センターヒアリングまとめ

## 3 審議経過

### 開会

(中田委員長)

本日は、本当にお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。今日は、第2回となり、おおむね調査の結果もそろっております。皆様方の忌憚のないご意見をいただければと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

(事務局 西川)

資料1「芦屋市第3期障害福祉計画策定スケジュール」について説明

(事務局 西川)

前回の委員会で、民間マンションが災害発生時の一時避難所になっているが、住民以外の市民が入れるようになっていないのか、また、どのような協定を結んでいるのか、との質問がありました。その点について、防災安全課に確認をいたしましたので、報告します。

市長と各マンションの管理組合との間で協定を結び、津波警報が発表された際には、避難所に指定されているマンションの、3階以上の階の共用部分を一時避難所として利用できることになっています。合わせて、避難経路も定められています。

オートロックの解除については、津波警報が防災無線で放送されると、直ちに、管理組合役員や管理人にオートロックの解除をお願いするとともに、防災無線の聞き漏れを防ぐために、防災安全課より各マンションの管理人に連絡を入れるという体制になっています。

(堺副委員長)

避難所になっているマンションの名前は公開されているのでしょうか。

(事務局 西川)

はい、公開されています。

(遠藤委員)

避難場所や避難経路などの協定内容については、市民が知ることはできるのでしょうか。緊急のときには、規定をあらためて読み直すことはできないので、地元の人は事前に避難経路などを知っておきたいだろうと思います。

(事務局 西川)

防災安全課に確認して、次回の策定委員会でお伝えします。

(木村委員)

各施設に避難所等についての情報提供をしておいていただきたいと思います。

(事務局 川原)

津波とそれ以外の災害時では、一時避難場所が違うのですが、9月に配布した津波防災情報には、津波の際の避難施設としてマンション名を挙げ、周知を図っています。しかしながら、実際の災害の際は、指定の避難場所にかかわらず、まず一番近い所に逃げるのが一番大事だと考えます。

また、市民の方や施設の方に、日ごろから、災害の際の避難について考えていただくということを目的に、11月6日に43号線以南の方を対象に、津波を想定した防災訓練を実施します。対象となる各地域の方には、事前に津波の一時避難施設が載っている手紙を全戸に配布するので、訓練の日には自主的に避難をしていただくことで、どのように避難したらいいかという意識付けをしたいと考えています。その際には、災害時要援護者名簿に登録している方がお住いの地区をモデル地区に設定し、要援護者の搬送の流れを確認して、搬送計画の策定に活かしたいと思っています。

(堺副委員長)

市長と各マンションが契約を交わしたことは非常に良かったと思いますが、マンションの住人からは不安の声も挙がっていると新聞に出ていました。避難場所に指定されている5カ所のマンションについては、収容人数等を含め、本当に現実性があるのかを真剣に考えた上で、細かく配慮された契約にしなければならないと思います。

(中田委員長)

今のご意見は、全市民を対象とした意見だと思えます。ここは障害福祉計画の策定委員会ですので、関係課と連携を取っていただくということで、この件は終えたいと思えます。

(堺副委員長)

災害のときには、障がい者だけを助けるわけではないので、障がい者も市民も一緒にして考えなければいけないと思えます。

(堀委員)

防災無線は、場所によっては全く聞こえません。それでは意味がないと思えます。

(中田委員長)

その点についても、障害福祉課だけで対応できるものではないので、関係課と連携して対処していただくということにしたいと思えます。

(磯森委員)

防災無線が聞こえにくいという意見はほかからもいただいていますので、防災安全課が中心になって、音量の調整等に取り組んでいます。

(加納委員)

民生委員としても、定例会や役員会での防災安全課の説明の際に、同様の意見を挙げています。

(中田委員長)

防災無線については防災安全課でも認識はされており、鋭意努力されているということです。

(事務局 西川)

資料2「アンケート調査結果報告書」に基づき、個人アンケート調査の結果について報告  
(中田委員長)

今の説明について、ご質問、ご意見はありませんか。

(堺副委員長)

このアンケートには、療育手帳を持っている方の年齢や、発達障がい診断の有無等に関する設問がありますが、そういったことは手帳のデータから把握できるはずです。

また、このアンケート結果を分析する際には、アンケートに答えていない人の意向が反映されていないということを考慮する必要があると思います。加えて、代理の方が答えている割合が多いので、本人の意向とは違った回答をされている場合があるということを念頭に置いておく必要があります。

現在は地域移行という流れがあり、この調査結果もそのような傾向がありますが、国際的データや国のデータ、市のデータはそれぞれ違うので、この調査結果をどう見るかは非常に難しいと思います。この調査結果だけに基づいて計画を策定したのでは、国が平成25年に施行する総合福祉法との整合がとれなくなるのではないかと危惧します。

(中田委員長)

アンケートに答えていない人の意向についてどうするのかというご意見ですが、手帳を持っていない障がい者についても、同様の問題があると思います。しかしながら、このような量的な調査においては、それは避けられない問題ですので、今回は回収できた回答を精査することで現状を把握し、問題点を見つけていくほかはないと考えます。

芦屋市内でのデータと、国や国際的なデータとの比較も必要という意見については、この場では、芦屋市の中の問題点についてご意見を伺えたらと思います。

(堺副委員長)

手帳を持っていない人については、ここでは考えなくていいと思います。手帳を持っている人の中でも、半数以上が回答されておらず、さらに、知的の方の回答があったうちの5～6割が代理の方による回答ということが問題で、この結果をそのまま障がい者本人の意向ととらえるのは危険だと言っているのです。

(中田委員長)

今のご意見は、調査技法の問題点に関してのご指摘だと思います。

(堺副委員長)

そのような部分を問題としてとらえた上でなければ、議論しても無駄だと思います。

(堀委員)

私は当事者の1人として、こういったアンケートのデータももちろん大切ですが、それ以上に、当事者の生の声をたくさん拾っていくことのほうが、問題点やその解決策を考える上では有効だと考えます。

(中田委員長)

個別のヒアリングをする必要があるというご意見ですが、現実には1,342人にヒアリングを

するのは不可能なので、量的調査という形で、一定程度の住民のニーズや意見を把握しようとされているのだと思います。

(島委員)

63 ページの「3年後のサービス量」の5番と6番の、施設入所支援とケアホーム、グループホームについて、精神で、「増やしたい」が「0」、「減らしたい」が「有り」、「今のまま」が「有り」となっていますが、芦屋市には精神障がい者のケアホーム、グループホームはありません。なのに、「減らしたい」や「今のまま」という回答があるのはなぜですか。

(事務局 余吾)

市内には確かに精神の方専用のケアホーム、グループホームはありませんが、一部、既存のケアホーム、グループホームを利用されている方もおられます。また、市外の施設を利用されている方もありますので、そのような意見も含まれています。

(東根委員)

36 ページの知的障がい者のところで、グループホーム、ケアホームなどを利用したいという希望が減っていますが、グループホーム、ケアホームの周知は進んでいるのに、なぜ減っているのですか。

(事務局 余吾)

前回の調査では、将来、グループホーム、ケアホームを利用したいかという質問でしたが、今回は、障害福祉計画のためのアンケートということで、24～26年度に区切っているため、こういう結果になったのだと思います。

(東根委員)

将来的には入るかもしれないけれど、3年後の時点では、まだ入らないということですね。分かりました。

(朝倉委員)

育成会としては、3年後ではなく、親亡き後という意味も含め、将来という形の聞き方にしてほしいと要望したのですが、障害福祉計画のためのアンケートということで、3年後に限定されました。

(遠藤委員)

これだけを見ると、グループホームの希望者が減っていると誤解される可能性がありますので、最終的にまとめるときには、そうではないという説明が必要だと思います。

(堀委員)

前回、朝倉委員が「親亡き後」ということに注目したご発言をされていましたが、「親亡き」という日は必ずやってくる現実です。その時が来て、慌てて対応するようなことにならないよう、その時を見据えて早い時期から土台の積み重ねをしておくことが大事だと思います。スムーズに親亡き後の支援に移行するためには、土台作りのスタートは早ければ早いほどいいと考えます。

(中田会長)

今のご意見に関しては、前回は議論しましたが、いま一度、事務局から説明をお願いします。

(事務局 川原)

障がい者に関する計画は、障害福祉計画と芦屋市障害者児福祉計画の2つがあります。そのうち、今回策定する障害福祉計画では、主にサービス量に着目して、来年から3年間の見込量を立てていくことが大きな目標となります。長期的な対策については、基本計画の策定の中で考えていくことになります。

ご指摘の「親亡き後」については、我々も大きな課題ととらえており、啓発や相談支援が必要と考えています。今回のアンケート結果では、グループホーム、ケアホームの希望が減っていますが、これは親がいるうちは家で一緒に過ごし、親が亡くなった後にそのような施設に入りたいと考えられているということだと理解しています。先ほど、アンケート調査の限界という話もありましたが、今回の調査結果からも、今後3年間のめどを立てていく上でのヒントは十分得ることができたと思っています。

(島委員)

「親亡き後」は既に数年前から始まっています。家族会の中だけを見ても、この数年で4名の会員が亡くなり、5名の会員が施設入所あるいは認知症で入院をされています。今おられる会員でも、80代の親が60代の子どもの面倒を見ているというケースも少なくありません。「親亡き後」という問題は将来の問題ではなく、もう始まっているのです。

ところが、現状、親が亡くなってしまった障がい者たちはどうしているかという点、他市に行かざるを得ないという状況です。精神については他市の施設を紹介していると言われましたが、誰もが喜んで他市のケアホームやグループホームに行っているわけではありません。その点を、市にも、委員長、副委員長にも分かっていたいただきたいと思います。

(中田委員長)

3年後のケアホーム、グループホームの要望が減っているのは、要らないという意味ではないというご指摘です。

(木村委員)

「親亡き後」については、身体障害児者父母の会でも10年以上前から問題視しています。先ほど、ケアホーム、グループホームは親が亡くなった後で利用されるという話がありましたが、その時になって突然今までとは違う環境の中に放り込まれることが一番心配なので、まずファーストステップとして、親がいるうちにショートステイなどを利用しながら、親がいない状態に慣れさせておく必要があると思います。したがって、今の時点ではショートステイ等の機能を拡大するなどして、親が子離れできる環境をつくっていくということが重要だと思います。

(中田委員長)

親御さんが亡くなられて、いきなりグループホームやケアホームに入所するのではなく、親御さんが生きている間に、ショートステイ等を利用して施設での生活に慣れさせておくというような形で、段階的な移行ができるよう配慮してほしいというご意見です。

(木村委員)

グループホーム、ケアホーム等の入所施設は当然必要ですが、3年間という期間で見たときには、その前の段階の訓練的なものを充実していくということが大切だと考えます。

(中田委員長)

このグラフについては、差し当たりこの3年間では入所施設は利用しないということであって、長期的にみた場合は利用したいと思う人のほうが多いのだということを、文言で明示する必要があるということですね。

(木村委員)

親が高齢化して、面倒をみきれなくなり始めているということが切実な問題なのです。

(中田委員長)

それは障がい者に限らず、一般的に言えることだと思います。

(遠藤委員)

60 ページの「障がい福祉サービスを利用していない理由」で、「家族等の介助や支援で生活できる」とありますが、今の話の根底には、やはりこの時代になっても、親が仕事を差し置いてまでも介助・支援をするのが当たり前だという社会通念があるのだということ、このデータから感じました。

(事務局 川原)

これを社会通念の問題とみるか、あるいは子離れのできない親という問題としてみるかですが、もし后者であれば、親を教育するという必要だと思います。子離れをして子どもの自立を図るようなサービスを利用していくように、親への関わりを深めていく必要もありますね。

(遠藤委員)

そのとおりだと思います。

(堀委員)

何年も前から「親亡き後」は始まっていて、それを見据えた行政施策が必要だという声が多く挙がっているにもかかわらず、今に至ってもまだ芦屋にグループホームとかケアホームが整備できていないというのは、なぜなのでしょう。

(事務局 余吾)

ケアホームは知的については三田谷治療教育院や芦屋みどり福祉会のケアホームがあります。精神の事業所の参入がないというのが実情です。

(東根委員)

芦屋は家賃が高いため、利用料が高額になってしまう等の問題があって、ケアホームが建てにくいのだと思います。したがって、そういう面に対する支援も必要ではないかと感じます。

(堺副委員長)

磯森保健福祉部長にお願いしたいことがあります。アンケートをどう読むかということも大事ですが、例えば8 ページにあるデータはアンケートに回答した方だけのデータです。アンケートに答えなかった方の中にも、親の高齢化等の問題を抱えている人は多いと思います。療育手帳をお持ちの方については、年齢や家族構成等は手帳のデータから把握できるはずですので、そこから家族の年齢も類推できると思います。計画を策定していく上では、そういう部分も含め、また、先ほどご意見があったような、個別に聞き取った情報等も加味するなど、アンケー

ト結果以外のいろいろな面も考慮しながら検討していただきたいと思います。

(堀委員)

アンケートの中で、3年後も親と同居したいと答えた方が圧倒的に多いですが、それは当事者の願望であって、現実には3年後も親がいるかどうかは分からないのです。その辺りも考慮する必要があると思います。

(磯森委員)

先ほど事務局から、基本計画と実施計画の違いについて説明しましたが、この計画は期間が3年間で決まっているため、少し長いスパンで考えるべき「親亡き後」については、基本計画のほうで盛り込むということになります。ですから、決して「親亡き後」のことをないがしろにしているわけではないということをご理解いただきたいと思います。

アンケートについては、この調査でいただいた意見も当事者からの貴重なご意見ですので、計画の中に生かしていかなければいけないと思っています。ただし、ご指摘のとおり、全ての方がアンケートに答えられたわけではないので、その点については注釈を加えるなどしたいと思います。

(朝倉委員)

育成会も、今後も市と一緒にやっていきたいと思っています。そこで、第3期計画を考えるに当たり、ぜひ第2期の施策の進捗状況や評価を教えてくださいたいと思います。

(事務局 余吾)

前期計画の評価は、自立支援協議会で行っています。今月28日に自立支援協議会を開催しますので、その結果を次回の策定委員会で報告する予定です。

(木村委員)

今度の計画を考える際には、新たに考えられている総合福祉法や、それまでのつなぎ法案も念頭に置きながら作っていくべきだと思います。そうしないと、平成25年に総合福祉法ができてから、また改正しなければならなくなるのではないかと懸念します。

新たな法律については、現在、国や県からの指針なり基準は示されているのですか。

(事務局 余吾)

まもなく国からの指針が出てくるのではないかと思います。現時点では、サービスの数値を報告するための様式の案が示されているのみです。

(木村委員)

6月に実施された市町村に対する福祉関係のヒアリングの結果も、もう出ていると思います。計画策定に当たっては、数値目標を考えるベースとして、そのような資料を全てそろえて、みんなで共有しておく必要があると思います。

2期計画の実績については、自立支援協議会で検討されるということですか。

(事務局 余吾)

実績については、平成23年度の途中までの数値になりますが、自立支援協議会で評価をしていただき、その評価を第3回の策定委員会でご報告させていただきますので、それを参考にして3期計画についてご検討いただきたいと考えています。

(中田委員長)

今、皆様からいただきました意見は一つ一つが本当に大事なことです。文言として計画に反映していただきたいと思います。また、調査のデータだけではなく、その背景にあるものもお示ししていただくようお願いします。

(堀委員)

これまでの議論の中で身体障がいについての議論があまり出ていませんが、その部分についても考える必要があると思います。

(木村委員)

身体障がいについては、具体的な内容に入っていったときに意見を出したいと考えています。例えば、重度心身や重度の重複障がいへの国の施策が非常に遅れているので、芦屋はこうしていただきたいというような要望を出したいと思っています。

(事務局 川原)

アンケートの中では、3年後の住まい、グループホーム・ケアホームについてのご意見を多くいただきました。3年後の生活というのは、建物の問題だけではなく、親亡き後、契約等をどのように行うのかというような問題もあると思います。その部分に関しては、昨年、権利擁護支援センターもできたのですが、今回のアンケートで非常に認知度が低いということも分かりました。また、建物を建てる場合は地域の皆さんの理解が必要なので、広報紙等による啓発が必要ということも分かりましたので、そういうことも含めて考えていきたいと思っています。

前回同様、まずは生活に着目し、生活の中で使われるサービスの提供量や、サービス量として出てこない就労の部分などを軸にして、皆さんの意見もいただきながら考えていきたいと思っています。

(中田委員長)

権利擁護支援センターの認知度が低いことや、周知が図られていないために利用されていないサービスがあることについては、市として今後、広報にも力を入れていきたいということです。

今回のアンケート結果から、今のような現状や今後の課題が明らかになったと思います。アンケートも全く無駄というわけではないということをご理解いただければと思います。

(堺副委員長)

ほかにも、73 ページや 75 ページの結果から、地域の活動や行事への参加が少ないということも分かりましたので、行政と我々で力を合わせて参加を促進するような手だてを考えていきましょう。

(堀委員長)

私は自分自身が就労継続B型の「ライラック」に通っていますが、そこでは野菜を売ったり喫茶店で接客したりして、一般市民の方と触れ合っています。そういうことも地域参加だと思います。

(中田委員長)

そういう参加の促進も大切だと思います。ほかにもこの調査結果からは様々な課題が見えて

きていますので、できるだけ計画に反映していければと思っています。

(事務局 西川)

資料 3「事業所等調査報告書」に基づき、サービス提供事業所アンケート調査及び特別支援学校アンケート調査の結果について報告

(中田委員長)

ただ今のご報告について、ご質問、ご意見等はありませんか。

(東根委員)

最後の、芦屋特別支援学校の卒業生について、芦屋福祉施設連絡会の立場として、高校を卒業した後の行き場がないということが一番困るだろうと想像するのですが、この調査結果によると、特別支援学校の卒業生の行き場所が無いということはないと考えていいですか。

(事務局 西川)

特別支援学校卒業後の進路については、卒業生の障がいに応じて一般就労や訓練に振り分けられていますので、今のところ行き場所がないという事例は聞いていません。

(東根委員)

ほかの特別支援学校を卒業した方が、芦屋市の施設を希望するという場合もあると思いますが、その辺りについては把握されているのですか。

(木村委員)

芦屋特別支援学校は知的に限定されているため、身体の方等は西宮養護学校などの市外の学校に行かざるを得ないのです。西宮養護学校に入るには、西宮に住所を移さなければならないので、在学時は芦屋市民ではなくなるのですが、卒業後は芦屋に帰ってくるというケースもあります。

(中田委員長)

本来ならば芦屋市民であるはずの人が、芦屋市には知的の学校しかないために、他市に移っている。そういう人たちが今回のアンケートの対象になっていないのは矛盾するので、そういう追跡調査も必要だということですね。

(事務局 余吾)

調査対象をどこまでの範囲にするかというのは難しいところですが、今回は市内の特別支援学校ということで調査をしました。

(木村委員)

芦屋に知的の学校しかないために、それ以外の方は高等部以降になったら他市へ行かざるを得ないというのは問題だと思います。

(遠藤委員)

先ほど東根委員が言われたことが意味が分からないのですが、このデータで将来的に大丈夫というのはなぜですか。

(東根委員)

このデータでは、14人くらいが卒業予定となっているので、芦屋市にそれだけの受け皿があるのかということをお尋ねして、今のところ大丈夫だという回答をいただきました。

ただ、先ほど言ったように市外の学校に行っていた人が、卒業後芦屋の施設を希望されるケースもあるので、そうすると芦屋特別支援学校の卒業生が入れなくなる可能性もあるのではないかと心配しています。

(事務局 西川)

今のところ、どこにも行くところがないという状況はありません。聴覚の方についても卒業時に進路相談をしているのですが、今年は2名の卒業生がおられ、お二人とも進路は決まっています。

(東根委員)

行き場所はあるけれど、行き先を選ぶ余裕はないという状態だと思います。

(遠藤委員)

障がいがあるために進路が限定されるというのでは、矛盾していると思います。一般就労を希望している子どもたちもいると思うので、その人たちの受け皿が芦屋にあるのかというと、楽観はできない状況ではないかと感じます。

(事務局 西川)

この一般就労の数に関しては、受け入れ先は芦屋市内には限っておりません。

(中田委員長)

場所が問題なのではなく、本当にこの数字どおりに一般就労できるのだろうかということを心配されているのだと思います。

(事務局 西川)

これは就労の意向を調査したものです。したがって、能力的に一般就労が可能と考えられる数であって、絶対一般就労できる数ということではありません。

(中田委員長)

一般就労をされた方についても9ページによると、4割近くの人が離職しておられます。7ページでは、「就労後のフォローシステムの充実」という希望が挙がっていますが、その辺りについては何か考えておられますか。

(事務局 西川)

福祉センター内で就業・生活支援センターに活動していただき、フォローアップしていただいております。就業・生活支援センターについては、のちほど聞き取りの報告のときに詳しく説明いたします。

(島委員)

福祉就労と一般就労という言葉がよく分かりません。

(事務局 西川)

一般就労というのは、健常者と同様の一般的な就労のことです。

(島委員)

福祉就労ではないということですか。

(事務局 西川)

そうです。

(堀委員)

健全者の世界で働くというのが一般就労だと思います。

地域活動支援センターと就労継続B型が、社会につながっていく最初の基礎の段階になると思いますが、ここにつながっていない方がまだたくさんおられます。そういう方たちが、地域活動支援センターや就労継続B型につながっていくということは、非常に大切なことだと思います。それによって当事者たちがいい状態に変化していくので、この2つが果たす役割はとても重要だと思います。

ただ、一般就労については、健全者の世界で働き始めた方の中から自殺者が出ているという話を、5月のセミナーで中田委員長から伺いました。せっかく頑張って一般社会に飛び出していった結果が、自殺というような悲惨なことにならないためにも、障がい者の一般就労には何が必要なのかということ、今後の課題として考えていく必要があると思います。

(朝倉委員)

9ページの一般就労が、3年間で11名というのは本当ですか。

(事務局 西川)

はい。今年は6名とかなり多くなっています。

(朝倉委員)

一般就労がそんなにいるのですか。

(事務局 西川)

はい。ただし、アルバイトや兵庫県庁のトライアル就労等も一般就労に含まれます。

(朝倉委員)

トライアル就労は福祉就労ではないのですか。

(事務局 川原)

一般就労という意味が、先ほどから障がいのある方とそうではない方という分け方で話されているので混乱しているのだと思います。福祉就労というのは、ご存じのとおり事業所に対して給付費が支給され、それによって賃金が賄われるというものです。一方、一般就労は給付費がなく、会社の利益のみで運営するという形になります。

先ほど堀委員からご指摘があったとおり、障がい者の一般就労が問題をはらんでいるということは我々も認識していますが、今回の策定委員会の目的はサービスの見込量を出すことですので、東根委員の質問のような就労の希望者数に対して、それが賄えるような実態になっているのかというような部分に着目していただきたいと思います。

(朝倉委員)

福祉就労をしている方は、現在何人おられるのですか。

(事務局 川原)

障がい者雇用で就労されている方の人数については、ハローワーク等でないと分からないと思います。我々は、誰がどのような就労形態でどこの会社に入っておられるかというような情報は持っていません。

(東根委員)

就業・生活支援センターというのが出来たことで、発達障がいの方も増えてきています。発達障がいの方であれば、大学を卒業して運転免許を持つことも可能なので、そういう方たちが就業・生活支援センターを通して一般就労をされているために、一般就労のカウントが増えたのだと思います。

(朝倉委員)

この一般就労の11名というのは、国の定める障がい者雇用ではない一般就労の人数ですか。

(堺副委員長)

障がい者雇用の方も一般就労に入っています。

来年の3月で新法の新体系移行が締め切られますが、就労継続A型の事業所もB型の事業所も、収支のバランスをとるために人の取り合いになっているというのが今の実情です。人を集めて収入を増やさなければ職員の待遇を上げることができず、少ない職員でアフターフォローまでしなければならないということで、今、一般企業でも障がい者雇用をやめてしまうところも大変増えています。加えて、全国的な介護職の人員不足という問題もあります。そういう中で、芦屋はどうするのかということ、この策定の中では考えていかなければならないと思っています。

(木村委員)

一般就労の定義については、認識の統一が必要だと思います。

(中田委員長)

注釈を入れる必要がありますね。

(福田委員)

9ページの表にはアルバイトも入っているということですが、そうなるとアルバイトは3カ月とか6カ月で期間が設定されていることもあるので、そういう方は離職して当然です。一般就労の定義を明確にした上で統計しないと、正確な分析はできないと思います。

(堀委員)

私は、現在は就労継続B型につながって、初めて1年2カ月仕事が続いていますが、それ以前アルバイトをしていたときは、就職してもすぐに辞めるということを繰り返していました。なぜかという、障がいを持っている人間にとって一般の人と一緒に働くということは、大変な恐怖感があるのです。そして、ぼろぼろになる程心も傷つきます。それで仕事を辞めてしまうのです。それが、障がい者の一般就労の現実です。

(中田委員長)

障がい者にとって、一般就労というのはとても難しいことだという生のご意見を聞かせていただきました。

一般就労という言葉については、注釈を加えていただくようお願いします。

(事務局 西川)

資料4「相談支援事業所、及び就業・生活支援センターヒアリングまとめ」についての説明

(中田委員長)

このヒアリングについて、ご意見、ご質問はございますか。

(東根委員)

就業・生活支援センターでは、社会人サークルとして就職した人が月に1回集まって、話をしたりお茶を飲んだりするという取り組みをされています。

(朝倉委員)

以前はそのような場がなくて困っていましたので、感謝しています。

(堺副委員長)

事業者としては、収支バランスがとれず苦勞しています。今は芦屋から補助が出ていますが実際には赤字なので、赤字覚悟で始めるような法人はいないと思います。そういう実情を、皆さんには知っておいていただきたいと思います。

(東根委員)

以前はワークホームつつじで社会人サークルをやっていたのですが、卒業生のアフターケアは永遠に続く中、支援費もなくして施設の持ち出しや従業員のサービス残業だけではやっていけないということで、就業・生活支援センターと連携を持ち、そこで少しずつ広げていったという経緯があります。

(朝倉委員)

そこは知的の方だけではなく、精神の方も利用されているのですか。

(東根委員)

今、広げていっているところです。発足当初はワークホームつつじの授産施設に就職した人が集まっていたので、少しずつメンバーが増えていく中で、社会性を持たせることができると考えていましたが、人が多くなることで寂しくなってしまう人や、自分に注目してほしいという人が出てくるといった問題も出ています。

(中田委員長)

皆さんに喜んでもらっているアフターケアが、事業所の大きな負担のもとに成立しているという事実を分かっていたらいいというご意見でした。そういうことも、きちんと公開していったほうがいいのではないかと思います。

その他、何かございますか。

(島委員)

絵に描いた餅は要りません。それをきちんと記録しておいてください。

(加納委員)

社会福祉協議会は、障がいのある方も地域で安心して暮らせるよう支援する立場なのですが、私はこの調査結果を読んで、よくここまで細かく調査して下さったと感謝しています。日ごろ私たちは福祉関係の研修などで、それこそ絵に描いた餅の理論は度々聞いているのですが、この芦屋市の調査で記述式のところの市民の声もゆっくりと読ませていただき、また、今日の皆さんのお話を伺う中で、頭の中を整理することができました。このことを私は県や全国の場合で、代弁者としてつないでいかなければいけないと責任を感じております。そして、微力です

が少しでもお役に立ちたいと思っています。

(事務局 西川)

今回の障害福祉計画は、サービス充実のための計画の推進という面と、サービスの見込量を予測して国や県の制度に反映していくという面があります。サービス見込量については本来であれば策定委員会に諮った上で県に報告すべきところですが、中間報告を10月中に県に提出しなければならないということで時間的な余裕がありませんので、中間報告については事務局に一任していただくということでご了承いただきたいと思っています。

(中田委員長)

中間報告は事務局に一任するという事によろしいでしょうか。

(一同、異議なし)

(事務局 川原)

津波を想定した防災訓練については、冒頭にご説明したとおりですが、この策定委員会には障がい4団体や施設連絡会の長の皆さんをはじめ、各方面の障がい福祉に関する団体の代表の方にお集まりいただいていますので、この機会に皆さんで障がい者福祉の観点からの防災について考えていただけたらと思っております。そういう面でも今回の訓練を活用したいと考えていますので、ご協力いただけますように重ねてお願い申し上げます。

(加納委員)

社協は災害時の救援本部という立場にあるのですが、地域にお住まいの障がい者の把握ができていないのです。民生委員協議会でも把握できていません。災害時の援護を希望している方についても、人数しか知らされておらず名前等は分かりません。

施設に入所している方については、施設にいる時に災害があれば安否確認や避難誘導は比較的安易だと思いますが、災害というのはいつ起こるか分かりません。この調査結果によれば、施設外で災害に遭った場合も事業所で見守るとなっていますが、現実には当てにならないと思います。災害時にはできるだけ多くの障がい者の方を迅速に避難させなければなりませんので、要援護者の情報をぜひ私どもにもいただきたいと切望します。

また、今度の防災訓練ではモデル地区を設定して要援護者の搬送等の検証をされるということですが、そこだけで検証をするのでは意味がないように思います。

また、災害時に備えるという意味で、難聴や視覚など障がいごとのグループづくりにもっと力を入れていただくようお願いします。現状では入会率は半分にも至らず、会員になられていない方のほうが多いのではないかと思います。

(朝倉委員)

災害時要援護者名簿の件については、今年の3月までには答えを出すと防災安全課長が言われていましたので、もう出ていると思っておりました。

(加納委員)

まだ何も進歩していません。

要援護者の名簿をいただきたいというお話をするうちに、津波の話に変わってしまいましたので、それならば避難訓練では障がい者ご本人に参加していただいて、車いすの方をはじめ外見からは分からないような障がいをお持ちの方、あるいは、耳の障がいやサイレンが聞こえないような方についても検証する必要があるということをお願いしました。

(磯森委員)

今回の訓練は、東北の震災を受けて急ぎで実施することが決まったため、防災安全課も考えながらという中で、かなりタイトなスケジュールでやっている状態で、モデル地区等についてもまだ詳細は決まっていません。何分はじめての訓練ですので、まずは今回の訓練を見ていただき、その中から反省点等についてご意見をいただければと思っています。

名簿については福祉のほうで手挙げ方式で集約しているのですが、個人情報という問題もありますので、現段階では防災の計画の中で慎重に取り扱っているという段階です。

(中田委員長)

今回初めてだというのは分かりますが、始める前に既に貴重なご意見をいただいていますから、何らかの形でそれを生かせるように工夫していただければと思います。

(磯森委員)

そのように防災のほうに伝えたいと思います。

(堺副委員長)

名簿を渡すということは責任も伴いますので、慎重に考える必要があると思います。目的は良いと思いますが、思うほど簡単なことではないと思います。

(木村委員)

市から市民に対して、災害時に支援を必要としますかというアンケートがあつて、それに答えた方がかなりおられると思います。500～600人は集まっていたと思いますが、その方たちについては名前まで分かっているのでしょうか。

(事務局 川原)

はい、把握しています。

(加納委員)

その名簿に登録する際には、民生委員に情報を開示することに同意を得られているはずなのですが、私たちには名簿がいただけないのです。私たちは、災害福祉マップも作っております。ひとり暮らし高齢者については大体把握できているので、障がいをお持ちの方についてもそのマップに載せて、災害時に備えたいと考えています。

(事務局 西川)

ご意見は防災のほうに伝えさせていただきます。

(中田委員長)

それでは、以上で本日の議事を終了したいと思います。最後に、副委員長より何かありませんか。

(堺副委員長)

ありません。

(事務局 西川)

次回の日程については、11月10日(木)の午後1時半より、この会議室にての開催を予定しています。

(中田委員長)

以上で、第2回芦屋市第3期障害福祉計画策定委員会を終了します。本日は長時間にわたってご協議いただき、ありがとうございました。

閉会